

第2章 点検・改善の進め方と事例解説

ここでは、学校施設の防犯対策の点検・改善を進める際の参考となるよう、防犯対策に積極的な取組を行っている学校や学校設置者の事例について、対策に必要な視点ごとに取組内容を紹介します。

1 取組のきっかけと検討体制

関係者による検討体制づくり

- 防犯対策を検討する場合は、教職員、児童生徒、保護者、地域住民、教育委員会等の学校関係者に加え、建築計画や防犯の専門家等から広く意見を聴取することはバランスの取れた防犯対策を実施する上で有効である。(H18 点検 改善マニュアルより)

事例から読み取れるポイント(研究会コメント)

- 検討体制に多くの関係者が参画することで、避難誘導、侵入者への対応、警察や関係機関への緊急連絡等に関する体制づくり、施設の点検、防犯訓練のマニュアル整備等の充実が図れる。
- 防犯対策の検討体制に、施設利用者、保護者、地域住民が参画することにより、日常の気配りや学校内外の巡回等のつながりができることで地域による監視の目を取り入れることが可能となる。

取組のきっかけと検討体制

現状の把握、課題の抽出

マニュアル、チェックリストの活用

改善措置の実施

点検改善の周知、見直し

複合施設としての改築をきっかけとした防犯対策の検討

志木市立S小学校

- 校舎の改築にあたって、市立図書館及び公民館と複合化する計画が立てられた。
- 設計時に大阪教育大学附属池田小学校での事件が発生し、複合化の方針は堅持しつつ一層の防犯対策を講じることとなった。
- 複合施設の特性上、不特定多数の人が利用する市立図書館と学校の安全を両立するために、敷地内に地域住民の目を持ち込むことによる安全対策の工夫をするとともに、防犯カメラの設置等を進めることとした。



小学校、市立図書館・公民館の出入り口

- 複合施設の効果的な管理運営を行うために、小学校、市立図書館、公民館の関係者の他に、施設利用者や地域住民等の代表者による「管理運営委員会」を設置している。

管理運営委員会のメンバー(抜粋)

- ・ 学校、公民館の長
- ・ 小学校校区町内会の代表
- ・ 子ども会の代表
- ・ 公民館利用者の会の代表
- ・ P T Aの代表

- この委員会は、当初は運営管理の調整が目的であったが、防犯対策の必要性から内容が拡充され、地震・火災対策に加え、防犯対策も含めた運用を担っている。
- 検討体制に地域住民や施設利用者が参画することで、市民ボランティアの校内巡回や地域との連携がよりスムーズに行われている。
- これからも図書館、公民館利用者と児童との交流をできるだけ増やし、地域との連携を充実させていくこととしている。

・ 学校概要 (P24) 参照

外部の有識者を含めた検討体制

H大学附属小・中学校

- 学校侵入事件の発生をきっかけとして平成13年度に防犯対策を図ったが、5年が経過し各地で新たな事件も発生していることから、現行のマニュアルの再点検を行った。



校舎外観

- 防犯対策に関する点検・改善のため、これまでの防犯対策に関する提言を参考にしつつ、広く専門的意見を聴取するために学校関係者に加え、積極的に外部有識者を検討メンバーに招聘している。

検討体制メンバー（抜粋）

（外部）

- 弁護士、警察、市教育委員会管理課
- 警備会社、設計事務所
- PTA会長

（学校関係者）

- 大学事務局総務部長、施設課長
- 大学附属小・中学校各校長、副校長、教員代表
大学附属幼稚園長

- 外部メンバーである弁護士、警察、警備会社及び建築の専門家の多彩なメンバーから、犯罪の現状や対策のポイントが聞くことができ、短期間に効果的なマニュアルの点検・改善が図れた。
- 今回の防犯対策の点検・改善の内容は、今後、大学の他の附属学校の防犯対策を充実するために、防犯マニュアル作成の手本とすることとしている。
- 専門家の指摘は普段の平穏な学校活動をチェックする効果があり、今後も継続を念頭としている。

・学校概要(P15)・類似例(P18)参照

校長のリーダーシップによる防犯対策

高知市立A小学校

- 本校は、校長の強力なリーダーシップにより、児童の安全を確保するために、さまざま取組を実施している。

これまでの防犯対策

- 小学校侵入事件をきっかけに、学校側から退職教職員で組織する「高知市教育シニアネットワーク」のメンバーに学校内外の巡回をお願いした。
- その後、住民を加えた学校パトロール隊が結成された。正門近くに「学校パトロール隊詰所」が設置され、メンバーが参加できる時間にいつでも学校に来て、校内や周辺の児童の様子を巡回し、気がついた事を日誌に記入しており、定期的に学校側が確認している。



学校パトロール隊詰所

- 学校における危機管理マニュアルを作成しているが、ページ数も多く手軽に見られないため、校長の発案で「身近に置いて、意識づけができるもの」として、危機管理マニュアルの重要事項をイラスト化するとともに、分かりやすいポスターを作成し、関係者に配布している。

- 防犯に関する意識の向上を図るために教職員や児童を対象とした講演会や防犯学習会を開催している。

効果

- 学校現場での長である校長がアイデアを発信することで、必要な防犯対策を効果的に実施することが可能となった。
- 本校の取組はモデルケースとして地域の公立学校の防犯対策のレベルアップにつながっている。

・学校概要(P40)参照

2 現状の把握、課題の抽出

現状の把握と課題の抽出

- 防犯対策を検討する上で、校内及び周辺環境の現状を把握し、課題を抽出することが重要である。
- その際、学校配置図等に気がついたことを記入する「学校施設安全マップづくり」が有効である。（H18「点検改善マニュアル」より）

事例から読み取れるポイント(研究会コメント)

- 校内配置図等に不審者の侵入防止上不備な箇所や、避難経路、防犯設備の位置等を図面に描き込み、視覚的に捉えることができる「学校施設安全マップづくり」は、防犯対策を総合的に理解する上で効果的である。
- 「学校施設安全マップづくり」は教職員、児童生徒、保護者、周辺住民等が参加して実施することにより、多角的観点で点検し、関係者の共通理解を深める上で有効である。

取組のきっかけと検討体制

現状の把握、課題の抽出

マニュアル、チェックリストの活用

改善措置の実施

点検改善の周知、見直し

学校の施設安全マップづくりから

K大学附属学校園

- この学校園は、大学附属学校で、大学キャンパス内に位置する特別支援学校と、別団地に幼稚園、小学校、中学校が併設する形態となっている。
- これまで防犯対策を各校個別に行っていたが、全校統一の防犯マニュアルを作成するために、学校関係者や外部の専門家等による検討会を設置した。

検討体制メンバー（抜粋）

（学校関係者）

- ・ 教育学部教授
- ・ 附属特別支援学校、幼稚園、小・中学校の副校長
- ・ 同 PTA会長

（外部）

- ・ 高知市立A小学校長
- ・ 高知県警察本部地域安全対策推進室長
- ・ 防犯セキュリティーアドバイザー

- 防犯に関する現状を把握するために、敷地建物配置図を使って、検討体制メンバー全員で現地を歩き、問題点について図面に描き込み、また、写真記録を行った。



問題点を敷地配置図に書き込み写真で記録

- 現状の把握は、不審者侵入防止の観点から、第一次警戒ラインである門、困障の状況、見通しについて確認を行った。
- 幼稚園、小・中学校が併設する敷地内を関係者が一緒に点検することは、これまで実施されていなかった。今回の点検で敷地の状況、防犯上の弱点等が把握でき、また、緊急時の避難経路の設定や連携に役立つことがわかった。

・ 学校概要(P18)・類似例(P15,P21,P34)参照

マニュアルの作成を機会として点検内容を精査

私立D中学校

マニュアル作成のための点検

- 本校ではこれまで、学校施設の防犯対策に関する点検・改善は、日常の学校運営の中で気がついたことに対応する形をとっていた。
- 学校施設の防犯対策の強化を目指して、文部科学省委嘱事業の認定を受け、防犯マニュアルを検討・作成することとした。
- 検討体制は、学内の防災防火対策委員会(常設)を母体に、学内の専門的立場の人間と警備会社職員を加えて組織した。
- マニュアル作成のための学校施設の点検は施設担当職員が行い、検討会において内容を精査した。
- 評価方法は、門・出入り口、囲障、階段などの計15箇所を3段階で評価し、改善を要する箇所について、今後の対応策を具体的に記述した。
- 点検結果を配置図に記載し、一覧性の高い資料とした。

私立D中学校のチェックリスト等事例
1)点検改善チェックリスト作成例

点検者:

現場での評価 A:行っている B:概ね行っている C:行っていない
対策後の評価 ◎:問題ない △:概ね問題ない ×:問題あり

確認場所	具体的点検項目	評価	具体的な対策等	対策後の評価
中学正門	1 出入りのチェックを行っているか			
	2 門の高さや形状は十分か			
中学校南面入口 西側	1 鉄柵は設置しているか			
	2 門衛所からの見通しはいいか			
	3 来訪の際は必ず受付に立ち寄るように表示しているか			
中学校南面入口 中央	1 鉄柵は車両が一旦停止できるように設置されているか			
	2 門衛所からの見通しはいいか			

点検改善チェックリスト(資料参照 P51)

マニュアル運用開始後の定期点検の強化

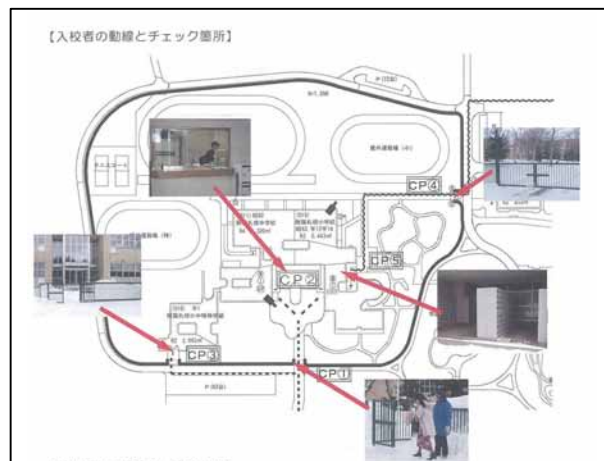
- マニュアル作成に取り組んだことにより、年2回実施している学校説明会(受験希望者対象)前に全教職員で実施する一斉点検の際に、防犯に関する項目を付加することに繋がった。
- 教職員以外に警備員、清掃業者、管理員が学内に常駐しており、防犯の視点を加えて業務を行うよう指導していくこととしている。
- また、中学校が大学敷地内にあるため、大学の危機管理委員会と連携して総合的に対応できるようにしている。
・学校概要(P21)参照

ハードソフト両面の点検把握

H大附属小 中学校

ハード面の検証

- 学内配置図を活用して、検討体制メンバー全員で施設視察を実施し、校舎内外の防犯施設の配置がわかる防犯施設地図を作成した。
- 点検のポイントとしては、児童生徒の活動範囲、来訪者の動線、防犯カメラ・教員等の目が届く範囲について確認し、来訪者のチェック体制や防犯カメラ・教員等の目が届きにくい死角があることを共通理解できた。



防犯施設地図(動線と死角など)

ソフト面の検証

- ハード面と併せて正門警備員や玄関事務室窓口の対応、玄関出入口の管理方法、来校者・保護者のIDカードの着用、保護者の巡回協力などソフト面の対策についても現状確認を行った。その結果、警備員体制や事務室の配置、出窓の仕様状況等から生じる空白の時間について課題が抽出できた。



玄関先事務室窓口
(将来的には、来校者の確認を容易にするため、校舎から出た位置に出窓式に配置する予定)

・学校概要(P18)参照

3 マニュアル、チェックリストの活用

マニュアル、チェックリストの活用

- 実効性のある防犯対策を継続的に実施するためにはマニュアルやチェックリストの活用が効果的である。

(H18 点検 改善マニュアルより)

事例から読み取れるポイント(研究会コメント)

- 防犯対策にスムーズに取り組むためには、例えばすでに整備されている地震、防災、生活等の危機管理マニュアルに、防犯対策を追加・拡充することも効果的である。
- 防犯対策を継続的に行うためには、学校関係者等の共通理解に基づき教職員等への負担を考慮して、点検時期や役割を設定することが大切である。

取組のきっかけと検討体制

現状の把握、課題の抽出

マニュアル、チェックリストの活用

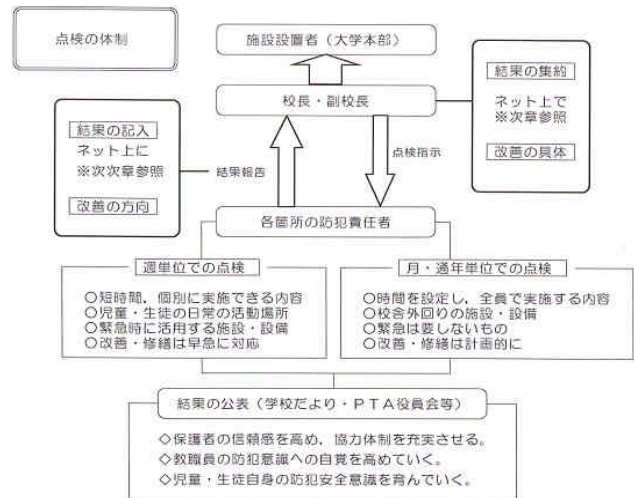
改善措置の実施

点検改善の周知、見直し

インターネットWebを活用したチェックリスト

H大学附属小・中学校

- 児童生徒の安全確保のために防犯施設・設備を有効に機能させるためには、日常あるいは定期的な点検が不可欠である。
- 本校では、全教職員のパソコンがインターネットでつながっている利便性を活用してWeb上のチェックシートによる点検ができるように工夫している。



ネットによるチェック体制 (資料参照 P48)

- 点検項目は重要度に応じて週点検と月・通年点検に分類し、さらに点検者の負担を考慮し、項目内容は要点がわかるように施設・設備名、担当者、点検実施日、評価、管理者確認、対応済みの有無などが簡潔に整理されている。
- 点検結果は、学内防犯責任者から校長・副校長に報告されるシステムとなっている。
- 点検結果は、学校だよりやPTA役員会等で公表されている。
- チェックリストのWeb化は、点検結果の集約に効果があるとともに、防犯体制の現状を誰もがいつでも把握できることにより、防犯意識の向上につながっている。

点検期	施設・設備名	担当者	最新点検実施日	評価	管理者確認	対応済
1 週	防犯カメラ					
2 週	モニターTV					
3 月	正門					
4 月	インターホン					
5 月	案内表示					
6 月	玄関					
7 月	受付	××				
8 週	校内放送システム					
9 週	各教室					
10 週	特別教室					
11 月	教室連絡電話					
12 月	閉鎖					
13 月	裏玄関					
14 月	駐車場					
15 月	外灯照明	××				
16 週	避難施設					
17 月	裏門					
18 月	防犯ベル					
19 月	二重配電システム	××				
20 週	避難口表示					

ネット上のチェックリスト一覧 (資料参照 P47)

・学校概要(P15)参照

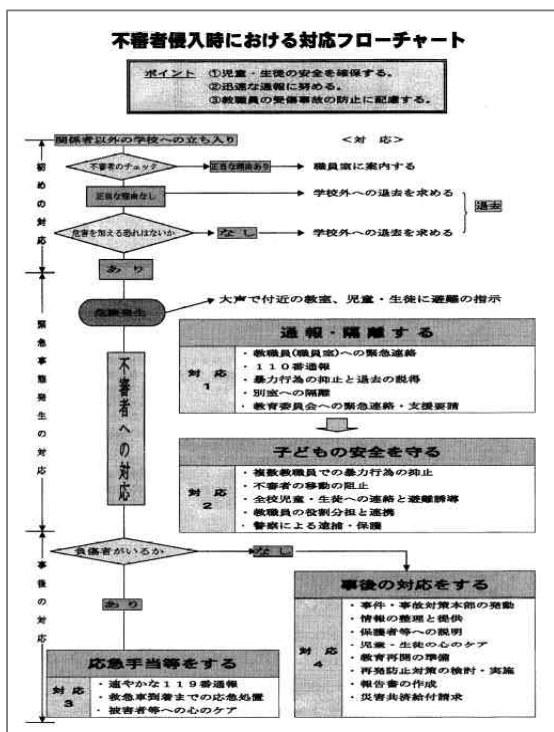
子どもの安全を守る危機管理マニュアルの充実

高知市立A小学校

- 平成15年度に、これまで別々に作成していた学校における安全に関する危機管理(いじめ他)マニュアルを「学校の危機管理」として取りまとめた。その後文部科学省通知を参考に「不審者編」を充実させ、教職員や関係機関に配布しており、これらを毎年度更新している。
- 「学校の危機管理」の構成は次のとおり学校で起きるとされる事象を網羅している。

- 1.いじめ、2.不登校、3.指導困難学級、4.体罰
5.人権侵害事例、6.教職員・学校への苦情
7.公文書紛失、8.けが、9.事故(実験中等)
10.万引き・家出・エスケープ等、11.火災
12.地震、13.風水害、14.不審者、15.その他

- 「不審者編」では、非常時の対応フローチャートをはじめ、教職員の役割分担、防犯訓練の要領等を記載している。
- これまであった危機管理マニュアルに「不審者編」を追補することにより、教職員への周知がスムーズに図られた。



不審者侵入フローチャート(資料参照 P54)

・学校概要(P18)参照

安全点検表の作成

橋本市立S小学校

- 学校施設・設備に関する点検は、「安全点検表」に基づいて行っている。学校敷地内の教室、廊下又はベランダ等の校内施設の各室・部位ごとに担当者を定めて、毎学期「施設・設備の安全点検日」に一斉点検を行っている。

安全点検表

防犯関係施設・設備関係

点検日(平成 年 月 日)

場所	点検項目	点検結果	
通報関係	1 通学門(黒門)カメラ付きインターホンは正常に作動するか、故障はないか	はい いいえ	
	2 連絡用インターホン(職員室・体育館・保健室)は正常に作動するか、故障はないか	はい いいえ	
関係	3 緊急通報システムは正常に作動するか	1階	はい いいえ
		2階	はい いいえ
		3階	はい いいえ
門扉	4 正門門扉の開閉に支障はないか	はい いいえ	
	5 非常階段扉の施設に支障はないか	はい いいえ	
防犯器具	6 さすまたは決められた場所にあるか	職員室	はい いいえ
		校長室	はい いいえ
器具	7 防犯橋は決められた場所にあるか	職員室	はい いいえ
		校長室	はい いいえ
		1年教室	はい いいえ
	8 催涙スプレー決められた場所にあるか有効期限は過ぎていないか	職員室	はい いいえ
		2年教室	はい いいえ
	9 来校者受付カードは不足していないか	はい いいえ	
改善点	「いいえ」の箇所の現在の状況と行なった改善策		
その他			

安全点検表(資料参照 P52)

- 安全点検表は、建具や釘の出っ張りなどの子どもたちの生活上の安全点検を行うためのリストと、不審者侵入防止等防犯点検を行うためのリストで構成されている。その他に防犯機器の動作状況や防犯器具の配置場所の確認等を行っている。
- また、点検項目ごとに点検結果を記入する欄があるほか、不具合があった場合に改善点を記す欄が設けられている。不具合については必要事項を記入の上、施設管理者(教頭)・事務職員に伝達している。
- 職員で対応できない場合は、教育委員会に修繕等の依頼書を申請し、改善を図っている。

・学校概要(P37) ・類似例(P15, P18, 21)参照

4 改善措置の実施

学校の状況に対応した改善措置

- 防犯上の課題については、ソフト・ハード両面から、早急に改善することが重要である。
- 直ちに改善できないものについては、改善計画を策定し、ソフトでの取組も含めた応急的な代替措置を講じることが重要である。
- 改善措置は学校の状況に応じ、耐震改修等、様々な施設整備機会を捉えて対応することが大切である。

(H18 点検 改善マニュアルより)

取組のきっかけと検討体制

現状の把握、課題の抽出

マニュアル、チェックリストの活用

改善措置の実施

点検改善の周知、見直し

事例から読み取れるポイント(研究会コメント)

- 防犯に関する課題の早急な改善が困難な場合は、巡回等の運用による対応や短期・中期の改善計画の検討が大切である。
- 改善計画はその内容により、学校レベルで実施可能な比較的軽微な改善と、設置者レベルの比較的規模の大きな改善に区分して検討することが大切である。

早急な改善と予算計画化への対応

H大学附属小・中学校

- 検討委員会による視察、定期点検及び防犯訓練・避難訓練の検証により抽出された課題を、直ちに改善が可能な緊急改善施設整備として経費を要し実施に検討が必要な予算措置

に分類し、防犯施設地図に記録している。

- 直ちに改善できる緊急改善の主な内容は、
 困障への表示：数箇所ある門扉付近に侵入への心理的抑止を促す表示の貼り付け
 カメラ作動表示：校内の適当な箇所に心理的抑止効果のための「防犯カメラ作動中」の表示物の貼り付け

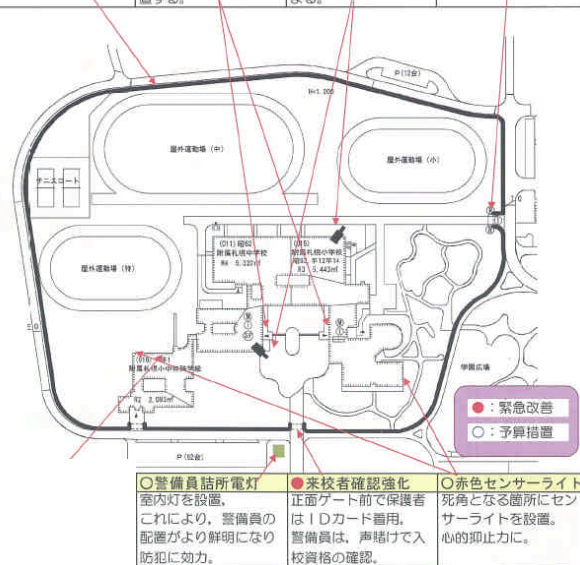
来校者の確認強化：保護者のIDカード着用義務依頼、警備員の来校者への声かけ入校確認

- 経費面等から改善に検討が必要な予算措置の主な内容は、

事務室の出窓化：来校者受付窓口となる事務室を改修し、出窓方式で来校者を確認

赤色センサーライト：校内の死角となる箇所に心理的抑止効果のためのセンサーライトを設置

● 困障への表示 数箇所ある門扉付近に侵入への心理的抑止を促す表示の貼付。	○ 事務室の出窓化 来校者受付窓口となる事務室を改修し、出窓方式で玄関より外に配置する。	● カメラ作動等の表示 「防犯設備作動中」の表示物を作成し貼付。防犯カメラの効用も高まる。	○ 赤外線センサー活用 教室の感知が容易になる工夫。
--	---	--	-------------------------------



緊急改善、予算措置を記載した防犯施設地図

- 「予算措置」が必要な改善項目については、学内の学校施設委員会において改善案の妥当性及び予算面について検討を行う。
- 応急的な巡回等の運用面による対応をとることにより、危機管理の意識の向上に役立っている。

・学校概要(P15)参照

予算執行までの迅速な意思決定

私立D中学校

日常点検

- 施設設備の点検は特に決まった様式はないが、日常において教職員が気づいた際に総務主任及び施設担当職員へ連絡し、状況を確認して改善方法を検討することとしている。
- 教職員以外にも、警備員、清掃業者、管理員、父母の会事務局が常駐しており、巡回記録や日報等の業務上の連絡に加えて修繕が必要な箇所については事務所に連絡が集まる仕組みとなっている。

迅速な意思決定が可能な組織と権限

- 法人には、大学を中心として、中学校1校、高等学校1校、中高一貫校3校と2つの大学附属校園がある。各校は財務的に独立し、校長が財政責任者として予算を執行している。
- 当該部署に情報が集約されれば、週1回開催されている教職員会議や防火防災対策委員会、危機管理委員会等、当該部署の承認を受けて即改善策が実施できる。
- 小規模な修繕程度であれば、総務主任の判断で、例えば、フェンスの修繕等は早ければ翌日には修繕できるなど、迅速な対応が可能となっている。
- これは、組織の規模が小さく、また、予算を手元に持っている私立学校の特色といえる。
- ただし、大規模な修繕や改善策の実施（教室の配置転換や建物の構造に係るものなど）は教職員会議における審議が必要となっており、意思決定には一定の時間が必要となる。



応急補修されたフェンス

・学校概要(P21) 参照

避難訓練を通じた点検 改善に向けた学校と設置者との連携

足立区立S小学校

避難訓練を通じた点検

- 本校では、「火災・地震時や不審者侵入時における緊急マニュアル」により、毎月、避難訓練及び安全点検を実施し、年に1回は、避難訓練を地域に公開している。
- また、毎月の安全点検では、校舎・校庭の各室・ごとに担当教職員を定めチェックリストにより安全点検を行い、不具合があれば施設管理者である副校長に報告することとしている。



毎月実施している避難訓練（児童は机の下）

学校と設置者の連携

- 安全点検による不具合については、一定範囲（50万円以下）であれば、学校の判断により緊急的な改善を実施できる。
- また、緊急改善で対応できないものについては、学校から区教育委員会の担当者に相談することとしており、各校担当者によるワンストップサービスによって、学校と設置者の間の意思疎通が確保されている。

区内全域での計画的な改善

- 足立区では、区内全校を対象に優先的防犯対策として、東京都における防犯カメラ設置の補助制度創設を踏まえ、区教育政策課において特別枠予算を確保し、次のような改善対策を平成17年度から段階的に実施することとしている。

防犯カメラの設置

オートロック施錠、モニター付きインターホン
門・塀の1.5mまでのかさ上げ

・学校概要(P26) 参照

5 点検 改善の周知、見直し

防犯訓練等による周知、見直し

- 防犯対策の点検 改善の取組の内容は、防犯訓練やマニュアル等により教職員、児童生徒、保護者、周辺住民等に周知することが重要である。
- 日常点検や防犯訓練により明らかになった防犯上の不具合や課題については、改善・見直しにつなげるとともに、必要に応じ点検内容の見直しを行うことが重要である。（H18「点検 改善マニュアル」より）

取組のきっかけと検討体制

現状の把握、課題の抽出

マニュアル、チェックリストの活用

改善措置の実施

点検改善の周知、見直し

事例から読み取れるポイント(研究会コメント)

- 防犯対策はマニュアル作成も大切であるが、「いざ」といふ緊急時に適切に対応する必要がある。日頃から防犯内容を分かりやすく周知するための訓練やポイントを分かりやすく示したポスター等の作成も効果的である。
- 学校における防犯対策の充実には、自治体や周辺住民等と連携を図ることで、校内および通学路の巡回パトロール等による安全対策につながる。

危機管理のポイントをポスターで周知

高知市立A小学校

- 本校では、これまで個別に作成していた学校における危機管理（いじめ、不登校、怪我、火災ほか）マニュアルに防犯対策を加えた「学校の危機管理マニュアル」を作成し、毎年度更新している。
- マニュアルは危機管理に関する考え方や緊急時の対応手順等を掲載しているが、ページ数も多く手軽に見られない難点がある。そのため「身近に置いて、意識づけができるもの」として、学校施設等の安全点検を含めて、危機管理マニュアルの重要事項をイラスト化した分かりやすいポスターを作成し配布している。



教職員用ポスター（資料参照 P55）



児童用ポスター（資料参照 P56）

- ポスターは教師用、児童用、保護者用の3種類があり、保護者用では「子どもたちの安全と安心のためをお願いしたいこと」、児童用では「学校のなかでいつも注意すること」といった見出しで具体的なアドバイスを行っている。
- 身近な場所に貼っておくことで、日頃から緊急時の行動を意識づける効果がある。
- 分かりやすく児童にも好評で、他校からも問い合わせが多い。
・学校概要(P40)参照

学校環境安全点検表をきちんと決まった日に複数の目でチェックする。マンネリは最大の敵。」

防犯訓練によるマニュアルの見直し

志木市立S小学校

- 小学校、市立図書館及び公民館の複合施設であり、施設の性格上、不特定多数の人が出入りするため、年3回(防火、防災、防犯)の訓練を実施し、児童を含め学校関係者への周知の充実を図っている。

訓練種別	訓練内容	実施時期(予定)
総合訓練	○ 不審者対峙、消火、通報及び避難誘導訓練等を連携して行う。	毎年 5月(防火) 10月(防災)
消火訓練	○ 屋内消火栓、消火器の操作及び消火訓練等を行う。	2月(防犯)
通報連絡訓練	○ 消防機関への通報訓練を行う。 ○ 校地への通報連絡訓練を行う。	
避難訓練	○ 避難及び避難誘導訓練を行う。	
安全防護訓練	○ 不審者との対峙訓練を行う。	
応急救護訓練	○ 負傷者への応急救護訓練を行う。	
地震想定訓練	○ 上記訓練内容に準じて行うとともに、防災機関や町会等で行う訓練に積極的に参加する。	

各訓練の内容一覧

- 防犯訓練は3施設共通の「危機管理マニュアル(事件・事故、火災、地震)」に示された、緊急時の対応フローに基づき、毎回不審者の侵入パターンを変えて実施しており、必要に応じて課題について改善・見直しを図っている。



職員室におかれた防犯訓練で使用するさすまた

- 各訓練を関係者に周知することにより、PTA主催による「子どもを守る防犯セミナー」や市民ボランティアによる校内巡回の実施など、防犯意識の向上や保護者との連携に繋がっている。

・学校概要(P24)参照

コミュニティニュースを通じた地域活動への周知

京都市立G小学校

- 京都市では、保護者や地域住民による防犯活動が活発であり、全ての学区で保護者や地域住民による見守り活動やパトロール等の地域ぐるみの防犯対策が行われている。
- 本校では、そうした取組を広報に掲載し、保護者等に配布することにより、保護者や地域の防犯に対する意識の向上を図っている。
- また、文部科学省のコミュニティスクール(学校運営協議会制度)の指定を受けており、学校運営協議会の下に「地域コミュニティ委員会」を設けて、子どもの安全を守る活動を年間の活動テーマに置いて検討を進めている。
- 検討に当たっては、自治連合会、少年補導委員会をはじめ地域団体や保護者、ボランティアが積極的に参画している。
- 定期的に広報誌「コミュニティだより」を保護者や地域に配布することにより、地域ぐるみの活動の一層の推進に取り組んでいる。



広報誌「コミュニティだより」

・学校概要(P31) ・類似例(P15)参照